

## 九州大学病院指導医講習会規程

平成20年度九大規程第79号  
施行：平成20年12月1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、医師法(昭和23年法律第201号。以下「法」という。)第16条の2第1項に規定する臨床研修において研修医の指導にあたる指導医を養成することを目的として、九州大学病院が実施する指導医講習会(以下「講習会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「臨床研修病院」とは、法第16条の2第1項の指定を受けた病院をいう。

2 この規程において「研修協力施設」とは、法16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)第3条第1項に規定する施設をいう。

### (募集人員)

第3条 講習会の募集人員は、九州大学病院長(以下「病院長」という。)が別に定める。

### (受講資格)

第4条 講習会を受講できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 九州大学に所属する医師(研修医を除く。)であって、原則として7年以上の臨床経験(臨床研修期間を含む。)を有する者のうち病院長が適当と認めたもの
- (2) 九州大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院又は研修協力施設に所属する医師(研修医を除く。)であって、原則として7年以上の臨床経験(臨床研修期間を含む。)を有する者のうち病院長が適当と認めたもの
- (3) その他病院長が特に受講資格を有すると認めた者

### (申請)

第5条 講習会の受講を希望する者は、所定の申請書により病院長に申請しなければならない。

### (受講の許可)

第6条 病院長は、前項の申請書を提出した者のうちから、診療専門領域、経験、募集人員等を総合的に考慮して講習会の受講を許可する。

### (講習料)

第7条 受講を許可された者は、所定の期日までに講習料を納付しなければならない。

2 前項の講習料の額は、総長の承認を得て、病院長が定める。

3 既納の講習料は、返還しない。

### (事務)

第8条 講習会に関する事務は、九州大学病院事務部総務課において処理する。

### (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、講習会の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。